

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社仙和に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社仙和に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年11月25日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社仙和に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社仙和（「仙和」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業



主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、仙和の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、仙和がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である仙和から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

日野 響

日野 響



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年11月25日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社仙和（以下、仙和）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、仙和の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社仙和
借入金額	157,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 11 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	宮城県仙台市泉区天神沢 1 丁目 3 番 27 号
創業・設立	1985 年 7 月 23 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	134 名 (2024 年 4 月現在)
事業内容	葬祭業、 仏壇・仏具小売業
主要取引先	一般消費者

【業務内容】

- 仙和は、1985年に仏壇・仏具の小売業として宮城県仙台市内にて創業した企業である。2019年に葬祭会館運営事業（葬祭業）を開始し、現在、運営する葬祭会館は24か所（宮城県内21か所、山形県内3か所）である。仏壇・仏具小売店は現在4か所（宮城県内2店舗、山形県内2店舗）運営している。その他、石材・墓石・霊園の販売事業も行っている。
- 主要な事業の特徴①「葬祭業」：主な顧客層を家族葬等の小規模の葬祭に絞っており、運営する葬祭会館の規模は最大でも対応人数を50名以下としている。葬祭会館は仙和オリジナルの設計で、白を基調としたモダンな様式をとった1日1組限定の家族葬専用の式場としている。全館とも「全宗派対応」「安置室完備」「遺族の宿泊も可能」で365日、24時間対応できる体制をとっている。葬祭の執行にあたっては、葬祭に関連した飲食の提供が必要な場合には、外部業者に委託することで対応しており、仙和での飲食の提供は行っていない。また遺体の安置にはドライアイスを用いており、冷蔵設備の設置やエンバーミング（防腐処理）は行っておらず、互助会組織の運用も行っていない。
- 主要な事業の特徴②「仏壇・仏具小売業」：仙和の創業時からの事業であり、2024年8月時点で4店舗を運営。仏壇・仏具及び墓石の販売を行っている。創業時より商品開発や仏壇のクリーニング（クリーニング・洗浄・洗濯）事業など、きめ細やかな対応により地元仙台では高い知名度を有している。
- 仙和は全国に家族葬会館を展開している株式会社金宝堂（東京都渋谷区：仏壇・仏具製造販売、総合葬祭業）（以下「親会社」）のグループ会社である。
- 葬祭業では、仙和のHPや電話等による自社受注が約7割を占め、全国の民間の「葬儀社仲介ポータルサイト（「小さなお葬式」「よりそうお葬式」「いい葬儀」等）」を通じた外部受注が約3割となっている。仏壇・仏具小売業では親会社等のグループ会社を通して海外で生産した仏壇・仏具の販売を行っている。
- 葬祭の受付、執行、アフターフォローにあたっては、従来の葬儀業者でみられる葬儀毎の担当制ではなく、本部によるコントロール及び組織的分業により、従業員一人当たりの負担を軽減している。業務の生産性の向上を図ると同時に、従業員の働き方改革にも寄与する体制をとっている。
- 葬祭会館は近時、積極的な開設を図っており、2024年も5か所開設している。



（葬祭会館 福室ホール）



（商品の一例：生活様式に併せたコンパクトな仏壇）

（画像はいずれも、仙和から提供）

【事業拠点① 葬祭業】

- 葬祭会館は全会館とも1日1組貸切り、安置施設完備、24時間制で、遺族の宿泊も可能である。会館は高齢者にも利用しやすいバリアフリー設計としている。

拠点名	住所	補足説明
本社	宮城県仙台市泉区天神沢 1-3-27	
仙台宮町	宮城県仙台市青葉区宮町 5-1-16	対応人数 50名まで（駐車場8台） JR仙山線「東照宮駅」より徒歩5分
仙台郷六 *2024 開設	宮城県仙台市青葉区郷六字石山 24-1	対応人数 50名まで（駐車場有） JR仙山線「葛岡駅」より徒歩11分
仙台福室	宮城県仙台市宮城野区福室 6-1-22	対応人数 50名まで（駐車場8台） JR仙石線「陸前高砂駅」より徒歩12分
仙台幸町	宮城県仙台市宮城野区幸町 3-11-10	対応人数 50名まで（駐車場10台） JR東北本線「仙台駅」よりタクシー12分
仙台原ノ町	宮城県仙台市宮城野区五輪 2-15-12	対応人数 30名まで（駐車場10台） JR仙石線「陸前原ノ町駅」より徒歩3分
仙台南小泉	宮城県仙台市若林区南小泉 4-18-13	対応人数 50名まで（駐車場10台） 地下鉄東西線「薬師堂駅」より徒歩21分
仙台柳生	宮城県仙台市太白区柳生 2-2-3	対応人数 50名まで（駐車場15台） JR東北本線「南仙台駅」より徒歩12分
仙台中田	宮城県仙台市太白区中田 4-4-38	対応人数 50名まで（駐車場7台） JR東北本線「南仙台駅」よりタクシー3分
仙台あすと長町	宮城県仙台市太白区八本松 2-2-39	対応人数 50名まで（駐車場12台） JR東北本線「長町駅」より徒歩7分
仙台泉中央	宮城県仙台市泉区泉中央 1-38-14	対応人数 50名まで（駐車場8台） 地下鉄南北線「泉中央駅」より徒歩7分
仙台南光台	宮城県仙台市泉区南光台 7-3-28	対応人数 50名まで（駐車場8台） 地下鉄南北線「旭ヶ丘駅」より徒歩19分
仙台長命が丘	宮城県仙台市泉区長命ヶ丘 3-28-3	対応人数 50名まで（駐車場7台） 地下鉄南北線「八乙女駅」よりタクシー8分
仙台北中山	宮城県仙台市泉区北中山 2-27-2	対応人数 30名まで（駐車場有） JR仙山線「北山駅」よりタクシー10分
仙台土樋	宮城県仙台市若林区土樋 262-5	対応人数 30名まで（駐車場有） 地下鉄南北線「愛宕橋駅」より徒歩3分
仙台西多賀	宮城県仙台市太白区西多賀	対応人数 50名まで（駐車場有）

* 2024 開設	3 - 3 - 3 1	地下鉄南北線「富沢駅」よりタクシー-6分
多賀城	宮城県多賀城市八幡 1 - 7 - 2 8	対応人数 50名まで (駐車場有) J R 仙石線「多賀城駅」より徒歩 16分
塩釜	宮城県塩竈市尾島町 2 4 - 2 9	対応人数 50名まで (駐車場有) J R 仙石線「本塩釜駅」より徒歩 7分
利府	宮城県利府町森郷字新太子堂 1 7 7 - 3	対応人数 50名まで (駐車場 10台) J R 東北本線「利府駅」より徒歩 9分
石巻大街道 * 2024 開設	宮城県石巻市大街道東 1 - 1 - 7	対応人数 40名まで (駐車場 30台) J R 仙石線「陸前山下駅」より徒歩 17分
石巻あけぼの * 2024 開設	宮城県石巻市あけぼの 2 - 3 - 2	対応人数 40名まで (駐車場 20台) J R 仙石線「蛇田駅」よりタクシー-5分
石巻湊鹿妻 * 2024 開設	宮城県石巻市鹿妻南 3 - 1 - 3 4	対応人数 40名まで (駐車場 30台) J R 仙石線「渡波駅」よりタクシー-6分
山形南原	山形県山形市南原町 2 - 8 - 1 0	対応人数 50名まで (駐車場 9台) J R 奥羽本線「山形駅」よりタクシー-8分
山形清住	山形県山形市清住町 2 - 4 - 2 5	対応人数 50名まで (駐車場 8台) J R 奥羽本線「山形駅」よりタクシー-6分
山形桧町 * 2024 開設	山形県山形市桧町 2 - 1 1 - 2 0	対応人数 30名まで (駐車場有) J R 奥羽本線「北山形駅」よりタクシー-4分



(宮城県仙台市青葉区の仙台宮町会館)



(同会館の親族控室)



(山形県山形市内の山形清住会館)

(同会館の家族葬式場)



(2024年6月に開設した「石巻大街道会館」(2024年6月に宮城県北部の主要都市である石巻市に葬祭会館を3か所開設している)

(画像は、いずれも仙和から提供)

【事業拠点② 仏壇・仏具小売店】 全店舗 年中無休で営業

拠点名	住所	補足説明
仙台泉バイパス店	宮城県仙台市泉区天神沢 1-3-27	国道4号線(仙台バイパス)沿い 売り場面積 200坪
石巻店	宮城県石巻市三ツ股 1-1-101	国道398号線沿い 売り場面積 150坪
山形本店	山形県山形市荒楯町 1-2-3	国道286号線沿い 売り場面積 200坪
天童店	山形県天童市大字山元字鎌田 2593	国道13号線(山形バイパス)沿い 売り場面積 200坪



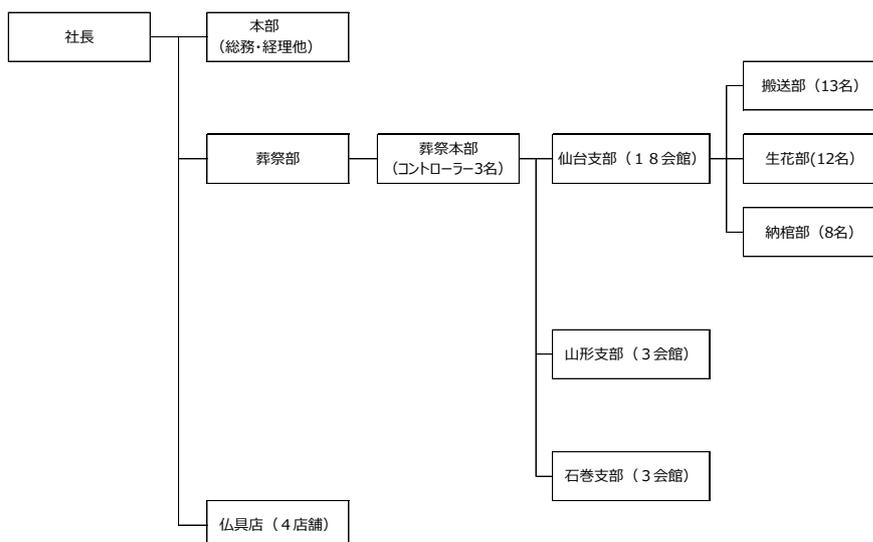
(画像は、いずれも仙和から提供)

【沿革】

1985年	有限会社仙和として設立。仙台宮町にて仏壇の小売店を開設。 産地徳島のメーカーと提携し、当社オリジナル仏壇を開発。直送システムによる低価格での仏壇の卸売（東北・北海道地区）及び小売（宮城県内）を開始。
1987年	テレビCMを開始。石巻店開設（2012年移設・増床）。
1992年	株式会社仙和に組織変更（資本金1,000万円に増資）。
1993年	中国の仏壇・仏具の輸入販売業務を開始。
1995年	「墓石事業部」開設。仙台泉バイパス店開設。
1998年	山形本店開設。
1999年	天童店開設。
2019年	家族葬会館「仙台福室ホール」開設（仙台市内にて葬祭事業に進出）。
2020年	家族葬会館「仙台泉中央ホール」ほか仙台市内に1か所開設。
2021年	家族葬会館「仙台宮町ホール」ほか4か所開設。 （仙台市内3か所、山形県山形市内2か所〈山形県内に初開設〉）
2022年	家族葬会館「仙台中田ホール」ほか3か所開設。（仙台市内4か所）
2023年	家族葬会館「多賀城ホール」ほか5か所開設。 （仙台市内に3か所、宮城県塩竈市、多賀城市、利府町に各1か所開設）
2024年	家族葬会館「石巻大街道ホール」ほか5か所開設。 （仙台市内2か所、宮城県石巻市内3か所、山形県山形市内1か所）

【組織図】

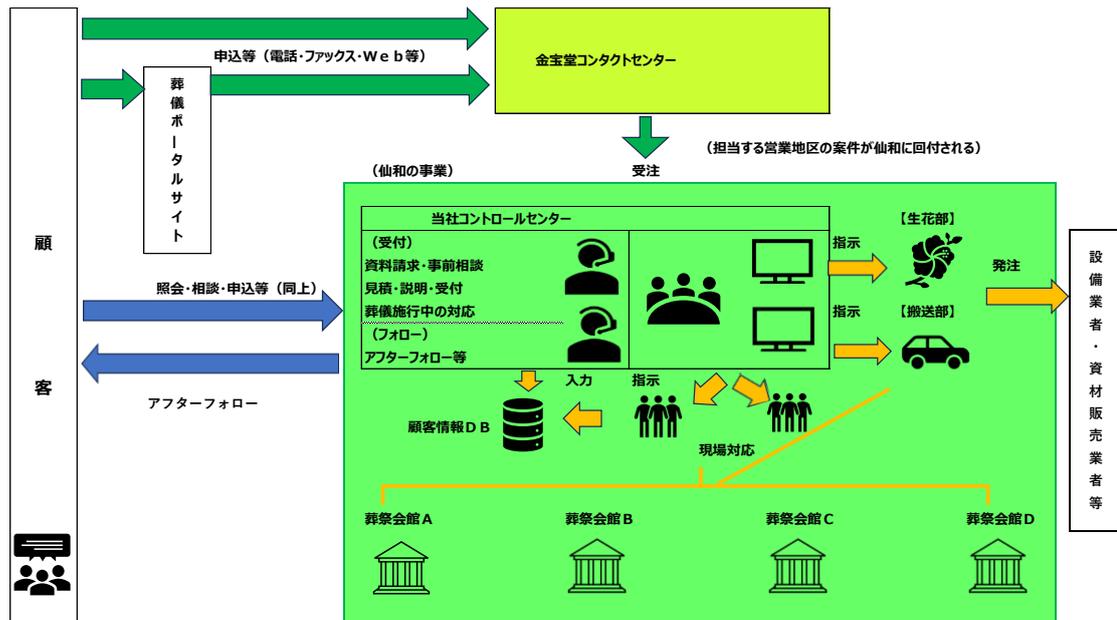
（図表1）



（仙和からのヒヤリングに基づき商工中金経済研究所にて作成）

仙和の組織体制の特徴は、下記「業務の流れ」等に記載するとおり、葬祭会館毎に専属の責任者、担当者を置くのではなく、本部主導で、各会館の葬祭の受付・執行・アフターフォローを弾力的に行う点にある。各「葬祭」毎も専任の担当者を配置せず、分業体制での対応を行う。当該葬祭の関係者からの連絡・問い合わせ先も、本部（フリーダイヤル）により一括対応を行っている。

【業務の流れ】 (図表 2)



(仙和からのヒヤリングに基づき商工中金経済研究所にて作成)

仙和では、顧客からの照会、相談、申込受付、アフターフォロー等は全て、本部のコントロールセンターで対応している。コントロールセンターで受け付けた情報は、本社のデータベースに入力の上、専門のコントローラー（3名）が、業務を仕訳し、各会館の担当者に対応の指示を行う。また、各担当者は特定の会館のみを担当するのではなく、複数の会館で当該葬儀の現場責任者（課長・係長・主任）をリーダーとして、本部コントローラーの指示に基づき、顧客対応及び、葬祭の執行を行う。

本部のコントローラーは、葬儀執行当日の会館の状況も本部備え付けの画像で確認し、必要に応じて現地の担当者への指示、及び顧客対応を行う。

仙和では、ご遺体の搬送も自社で行っており（一般貨物自動車運送事業許可 東自貨第 44 号）搬送は専門の社員（搬送部）が対応している。また各会館では、遺族の夜伽にも対応できるよう、24 時間体制（遺族の宿泊可能）としているが、夜間は葬祭会館の管理は警備会社に管理を一任している。

以上の様な分業体制により、当社では、当業界の従業員に求められる「深夜業を含む長時間労働負担」が生じにくい体制を整備している。

2.2 業界動向

■ 国内の年間死亡者数の推移

- 厚生労働省「人口動態統計」によると、令和4年の死亡者数は1,569,050人で前年比129,194人増加している。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」では1年間に死亡する人の数は今後も増え続け、2040年代には、およそ年間167万人とピークを迎え、その後減少に転じるものの、2070年までは、およそ年間150万人以上で推移すると見込んでいる。

■ 葬祭業の動向

- 経済産業省「特定サービス産業動態統計」によれば、「葬祭業」の2023年度の売上高は6,015億円（前年度比+4.6%）と増加傾向が続いている。取扱葬儀件数は500,578件で前年度比▲0.7%である。一件当たりの単価は約1,214千円（前年度比+69千円）と僅かながら増額である。葬儀形態は、コロナ禍による社葬等の大規模な葬儀の中止・縮小が進み、「家族葬」など小規模な葬儀が増加している。
- 同調査による葬祭業の「事業者数」は2,934者、業界での従業者数は23,213人（そのうち正社員は11,871人）であり、1者あたりの売上規模は205,023千円。1者あたりの従業員数は平均で7.9人と小規模な事業者の多い業界である。

一方、この業界では他業界からの参入も含む上場大手事業者による展開も積極的であり、また「家族葬」等の小規模な葬儀顧客をターゲットにしたインターネットによる業者紹介ポータルサイト市場も拡大している。

■ 事業に関する法令等

- 葬祭業の建設・運営に関しては、会館の建物建設時の都市計画法上の規制の他は、一部の地域で条例による制限がある場合はあるものの、会館の設置について特段の規制はなく、運営についても直接的に規制を行う法令等はない。（業界団体によるガイドラインはあり）
- なお、当業界に対しては2015年に、民生活センターより報告書「大切な葬儀で料金トラブル発生！～後悔しない葬儀をするために知っておきたいこと～」が公表され、葬儀業者と消費者との間のトラブルについての注意喚起が行われている。また2016年には公正取引委員会より「冠婚葬祭業者に対して下請法に基づく勧告」も行われているなど、実務上は、当業界では、景品表示法や下請法も留意すべき事項となっている。

■ 業界の雇用状況

- 業界の人材の技能審査としては「葬祭ディレクター技能審査（1級、2級）」がある。厚生労働省の職業情報提供サイト（job tag）での「葬祭ディレクター（同省の職業分類上の葬儀士・火葬係）」の有効求人倍率は5.30と高倍率である。葬儀件数が増加している中、当該職種も需要が多い職種である。映画等の影響もあり、当該職種に対する認識・理解が普及し希望者が増えつつあるものの、依然需要に追いついていない状況ではある。

また、他のサービス業と同様に、離職率も高く、その点でも安定した雇用の確保が業界の課題とみられる。

■ 仏壇・仏具の小売について

- 東京商工リサーチのTSRデータインサイト（2021年3月）によれば、全国の主な仏具小売152社の売上高合計は2020年時点で、51,566百万円（前期比▲4.4%）であるなど低迷が続いている。

2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念】

企業理念
すべての人に感謝され、地域の役に立つ企業を目指す



昭和60年の創業以来、多くの方々の温かいご支援もあり、総合葬祭業のプロフェッショナルとしてエンディングに関わるすべてのサービスに携わらせていただいております。
葬儀・仏壇・墓石の販売など、仙台・山形の皆様へ一貫して安心をお届けします。

(画像は、いずれも仙和から提供)

2.4 事業活動

仙和は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ CO2 の削減、再生エネルギー活用の取り組み

- 仙和では、葬祭会館を中心に年間合計消費電力は約 434 千 kWh であるが、再生エネルギーの活用、CO2 歳出削減の観点から、現在各葬祭会館での太陽光発電の設置を含む対策を検討している。
なお、各葬祭会館、及び仏壇・仏具小売店舗では主な照明の LED 化は実施済みである。

■ 廃棄物削減への取り組み

- 葬祭業部門：当部門で想定される廃棄物は主に「生花」と案内用文書等の「紙類」である。（仙和では飲食物の提供事業は行ってないため食物残渣は発生しない）。
「紙類」については「葬儀」に係る事項であることから、現時点では特段の削減策等は実施していない。
現在、葬儀に利用した生花の廃棄部分（葉・茎等）の有効活用を検討している。今後、葬祭会館での使用した生花の廃棄部分（葉・茎等）を自社の生花部で回収し、雑食性があるといわれる地元宮城県の特産のウニの養殖用の飼料として活用することについての事業化を検討している。
- 仏壇・仏具小売部門：小売店舗では古くなった仏壇のクリーニング、洗浄及び回収サービスを実施している。

【社会面】

■ 地域経済への貢献

- 仙和は、地元での知名度を活かし、2019 年より、従来の仏壇・仏具の小売業から、関連する葬祭業（葬祭会館の運営）に事業の多角化・拡大を実施して、多くの雇用をうみだしてきた。またこの事業拡大により、地域の関連する中小事業者（建設会社・生花業者・食材業者）等の発展にも寄与してきた。

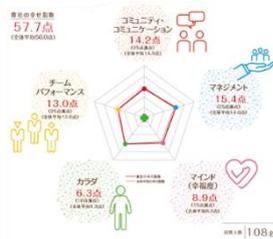
■ 雇用環境改善への取り組み

- 葬祭会館毎や、葬儀案件毎の個別担当制をとらず、前述のシステムを採用することにより、各担当者の負担を大きく軽減、生産性の向上を図るとともに時間外勤務の削減を図っている。
時間外勤務管理についてはタイムカードにて管理している。時間外給与の支給については月 40 時間の「固定残業手当」制度を採用している。社員（総数 134 名）のうち、概ねは上記固定残業手当の範囲内で収束している。
- 仙和では、近時業務が拡大していること等及び、昨今の人事労務関連の法改正等にも適切に対応するため、現在、就業規則の見直しを含めた、人事労務管理の体制整備に取り組んでいる。
- 女性活躍推進については、現在、管理職 12 名のうち、仏壇・仏具小売店店長 2 名を含む女性 5 名を任用しており、社内での女性活躍推進を図っている。

- 高齢者雇用については、現在、当社では 60 歳定年制としているが、65 歳までは 1 年契約による雇用の継続で対応している。65 歳以上についても状況により、雇用継続を行うことで、高齢者の有効活用を図っている(現在、60 歳以上の従業員は 6 名)。今後も継続雇用・新規採用により高齢者雇用に積極的に取り組む方針である。
- 従業員の人材育成に関しては、葬祭部門での現場のリーダー及び本部コントローラー職層の従業員に「葬祭ディレクター技能審査（1 級、2 級）」合格の資格取得を奨励しており、資格取得費は全額当社で補助を行い処遇の評価にあたってはその取得状況を評価対象としている。（現在、社内の合格者は 18 名）
- 作業の標準化・指示にあたっては（熟練の社員 3 名（コントローラー））が、受注した葬祭について、業務の仕訳をした上で、「搬送部」「生花部」「納棺部」及び「各葬祭会館での執行」を指示している。担当者は本部指示によりシフトを組んで、コントローラーの指示に基づき、随時、各葬祭会館での葬祭執行業務を体制をとっている。本部コントローラーは本部に設置した画面で、各会館での葬儀執行状況を確認し、必要に応じて葬祭式場の現場スタッフに指示を行う。また顧客の要望事項等は仙和のデータベースにて管理し、葬祭執行時の対応やアフターフォロー等に活用している。
- 上記のシステム化により、現場作業はパートでも対応可能とした上で、経験に応じて、熟練した社員（リーダー）からの OJT 教育を実施している。各従業員の生産性向上、及び労働時間短縮等を図っている。

■ 従業員の幸福度向上への取り組み

- 今後は、会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ^{※2}」に取り組むとしている。



※2 幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の 5 つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100 点満点）。

■ 顧客サービス業務運営体制の整備への取り組み

● 適切な価格設定、表示

当社では、行政の対応を踏まえ、顧客に誤解を招かない様、プラン毎に「プランに含まれるもの」を HP 等の顧客向け資料に明示している。（下記は火葬式プランの一例 仙和 HP より引用）

ときに、その子供を保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡することにより、地域ぐるみで子供達の安全を守っていくボランティア活動に参加している。



(画像は仙和から提供)

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	葬儀業及び関連サービス業 専門店によるその他新品小売業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、廃棄物

【仙和の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取り組み内容
零細・中小企業の繁栄 (P I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域経済への貢献(葬儀事業の拡大による地域経済への貢献) ➢ 顧客サービス業務運営体制の整備への取り組み
雇用 (P I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 葬儀事業の拡大による雇用の増加

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの両方

インパクト	取り組み内容
教育 (P I) 社会的保護 (N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用環境改善への取り組み (資格取得支援)
雇用 (P I) ジェンダー平等 (N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用環境改善への取り組み (女性活躍支援)
雇用 (P I) 年齢差別 (N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用環境改善への取り組み (高齢者雇用)

■ ネガティブ・インパクト (緩和の取り組み)

健康および安全性 (N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用環境改善への取り組み (人事労務管理) ➢ 従業員の幸福度向上への取り組み (幸せデザインサーベイ)
気候の安定性 (N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CO2 の削減、再生エネルギー活用の取り組み
廃棄物 (N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物削減への取り組み (生花の廃棄部分の有効活用)

【特定しないインパクトと理由】

特定しないインパクト	特定しない理由
健康および安全性 (P I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当社事業との関連性が薄く、「健康及び安全性」のポジティブ・インパクトとして特定しない。
賃金 (P I、N I)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ (P I) 仙和では採用当初の初任給については同業他社比を上回る水準を指向している。その後の昇給に関しては人事評価 (3 人の評価者による客観的評価) に基づく処遇を実施している。また、従業員毎に異なるが、物価上昇率程度の賃上げは配慮して対応しているためポジティブ・インパクトとしての特定は行わない。 ➢ (N I) 上記状況から、業界平均給与を大きく下回る状況ではないため、当インパクトは当社事業との関連性は低い。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

仙和は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。
なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	「零細・中小企業の繁栄」					
取り組み内容（インパクト内容）	葬祭事業の拡大による地域経済への貢献 顧客サービス業務運体制の整備への取り組み					
KPI	<p>●業務サービスの向上を踏まえ、2026 年までに葬祭会館を 6 か所新設し、売上規模を 30 億円まで拡大する。</p> <p>（葬祭会館数）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">2024 年 6 月時点での葬祭会館数</td> <td style="text-align: right;">24 か所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2026 年 8 月時点での葬祭会館数</td> <td style="text-align: right;">30 か所</td> </tr> </table> <p>（葬祭売上高）2023 年 8 月期（直近） 15.2 億円 2026 年 8 月期 30.0 億円</p> <p>●現在 実施している顧客アンケート（回収率実 26.5%）の回収率を 2026 年までに 35%まで高める。</p>		2024 年 6 月時点での葬祭会館数	24 か所	2026 年 8 月時点での葬祭会館数	30 か所
2024 年 6 月時点での葬祭会館数	24 か所					
2026 年 8 月時点での葬祭会館数	30 か所					
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人員確保と適切なエリアマーケティングにより事業拠点を 2026 年までに 6 か所増設。葬祭部門売上規模 30 億円を目指す。 ➢ 事業の拡大による仕入先等関連業者等地域経済への貢献も図る。 ➢ 顧客とのコミュニケーションを高め、現在行っている顧客アンケートの回収率を 35%まで高める。その中で、事業・経営に反映すべき意見を分類し、事業・経営の改善に役立てる。 					
貢献する SDGs ターゲット	8.3	<p>生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> 				

特定したインパクト	「雇用」	
取り組み内容（インパクト内容）	地域経済への貢献（雇用の創出）	
KPI	<p>● 2026 年迄に従業員数を 20 名増加させ、雇用の拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">2024 年 6 月時点での従業員数 134 名 2026 年 8 月時点での従業員数 154 名</p>	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 葬祭事業の拡大、葬祭会館の増設に併せ、地域の雇用を増加させる。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	8.3	<p>生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> 

【ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	「教育（P I）」「社会的保護（N I）」	
取り組み内容（インパクト内容）	雇用環境改善への取り組み（資格取得支援） ～専門的技能を持った従業員の育成～	
KPI	<p>● 2026 年迄に従業員のうち当業界の技能資格である「葬祭ディレクター（1 級、2 級）の合格者」を 12 名増加させる。</p> <p style="text-align: right;">2024 年 6 月時点での資格合格者数 18 名 2026 年 8 月時点での資格合格者数 30 名</p>	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 従業員のスキル取得に積極的に関与し、受講料・受験料等を会社にてサポートする。OJT と併せて、従業員の事業上のスキル向上を図る。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	4.4	<p>2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> 
	8.3	<p>生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> 

特定したインパクト	「雇用（P I）」「ジェンダー平等（N I）」		
取り組み内容（インパクト内容）	雇用環境改善への取り組み（女性活躍支援）		
KPI	<p>●女性活躍推進：総社員における女性社員の比率を 2026年度までに40%以上とする。</p> <p>【2023年8月期実績】 社員 35名/99名（35.3%）</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 採用時及び入社後の処遇についての男女差別は行わず、性別での公平性を確保する。</p> <p>➢ 女性の雇用環境に即した就業体制の検討を行う。 (短時間勤務制度、育児休業制度等の周知・管理等)</p>		
貢献するSDGsターゲット	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	「雇用（P I）」「年齢差別（N I）」		
取り組み内容（インパクト内容）	雇用環境改善への取り組み（高齢者雇用）		
KPI	<p>●定年時再雇用、新規採用を併せて、60歳以上の高齢者雇用を 2026年度までに10名に増やす。</p> <p>【2023年8月期実績】 6名</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 高齢者の特性を踏まえた職制の整備により60歳以上の高齢者の働きやすい環境を整備する。</p> <p>➢ 高齢者雇用にあたり高齢者の労働安全衛生の環境整備を図る。</p>		
貢献するSDGsターゲット	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び	

	社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	-----------------------	--

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取り組み内容（インパクト内容）	従業員幸福度向上への取り組み（幸せデザインサーベイの活用）		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、上記の制度を用いて、従業員の満足度に関して、定期的なサーベイを実施する。結果に基づく対話によりその評点の向上を図る。（現在 第 1 回サーベイを実施済みで、現在集計作業中であり、今後の取り組み方は結果を踏まえ検討する） 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後も「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	「健康および安全性」	
取り組み内容（インパクト内容）	雇用環境改善への取り組み（人事労務管理）	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026 年度迄に葬祭部門の正社員の離職率を 10%以内とする。 2023 年 8 月期実績 19.5% (離職者 16 名/期末正社員数 (葬祭部) 82 名) ● 2026 年度迄に法令の即した就業規則等人事体制の見直しを実施する。 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ まず、急速な人員の増加や法令改正等に対応して「就業規則等の諸規定」及び「人事労務管理におけるシステム活用」など従業員の人事労務に関して見直し実施し、従業員にとって法令に沿った、働きやすい環境を整備する。 ➢ 職場内の衛生環境の整備（衛生委員会等衛生管理体制の整備、心身のケア体制の拡充、各種ハラスメントへの対応方針の整 	

	備を 2026 年度までに整える。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	

なお、「気候の安定性」のネガティブ・インパクトは、施設内の主な LED 照明は設置済みであること、また太陽光発電設備の設置等の再生エネルギーの活用は現在、検討中であるが、具体化はしていないことから現時点では KPI の設定は行わないこととした。同様に、「廃棄物」のネガティブ・インパクトについては生花の廃棄部分の有効活用についての取り組みの検討は行っているが、現時点では構想段階であり、具体的な K P I は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

仙和では、本ファイナンスに取り組むにあたり、新田社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、新田社長を最高責任者、本間専務執行役員をプロジェクトリーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	新田 正範
(プロジェクトリーダー/事務局)	専務執行役員	本間 裕一

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、仙和と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、仙和と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。仙和は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190